

平成26年度
優良サイトの認定・認証事業実施法人
公募要領

平成26年4月

厚生労働省

1. 総則

平成26年度優良サイトの認定・認証事業実施要綱に基づく事業（以下「優良サイトの認定・認証事業」という。）を実施する法人の公募については、この要領に定めま
す。

2. 法人の業務

法人の業務は、平成26年度優良サイトの認定・認証事業実施要綱（平成26年4月
1日付薬食発0401第4号）及び平成26年度優良サイトの認定・認証事業委託費交付要
綱（平成26年4月1日付厚生労働省発薬食0401第3号）に規定する業務とします。

3. 応募の要件

以下の全ての要件を満たす法人とします。

- (1) 本事業を適切に実施できる能力を有すること。
- (2) 医薬品のインターネットでの販売を含め、薬局及び店舗販売業での医薬品の販
売業務について、幅広い知見及び経験を有すること。
- (3) 実行可能であって、かつ妥当性のある優良サイトの基準を策定するために必要
な、幅広い知見及び経験を有していること。
- (4) 優良サイトを認証する具体的な手続きの検討に必要な、幅広い知見及び経験を
有していること
- (5) 優良サイトに関する標章の策定に必要な、幅広い知見及び経験を有しているこ
と。

4. 予算額

(1) 平成26年度予算額 2,679千円

(2) 補助対象経費

人件費、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及
び損料、会議費、賃金、雑役務費、委託費

※ 詳細は、平成26年度優良サイトの認定・認証事業委託費交付要綱（平成26
年4月1日付厚生労働省発薬食0401第3号）を参照

5. 事業の実施期間

法人採択日 ～ 平成27年3月31日

6. 応募法人の審査

(1) 審査の方法

法人の採択については、医薬食品局総務課において、応募要件に該当する旨を確
認した後、申請内容等を審査しますが、審査に当たっては、当省に設置する優良サ
イトの認定・認証事業実施法人選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を
組織し、審査委員会の意見を聴いて定めた審査基準に基づき実施します。

審査委員会は、申請者から提出された応募書等の内容について書類審査及び必要に応じヒアリング審査を行い、それらの評価結果を基に最も優秀と認められる応募法人を選定し、採択します。

審査は非公開で行い、その経緯は通知いたしません。また、問い合わせにも応じられません。なお、提出された応募書等の審査資料は、返却いたしませんので御了承ください。

(2) 審査の手順

審査は、以下の手順により実施されます。

① 形式審査

提出された応募書類について、医薬食品局総務課において、応募要件への適合性について審査します。

なお、応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。

② 書類審査

審査委員会により、書類審査を実施します。(提出書類については、8の(2)の③提出書類及び部数を参照してください。)

③ ヒアリング審査

必要に応じて、審査委員会により、申請者(代理も可能としています。)に対してヒアリング審査を実施します。

④ 最終審査

書類審査及びヒアリング審査における評価を踏まえ、審査委員会において最終審査を実施し、法人を採択します。

(3) 審査の観点

審査の観点は、以下のとおりです。

① 事業実施体制及び事業実施能力について

以下の事項において、総合的に優れているか。

- ・事業を実施するために必要な体制(人員、事務処理体制、管理体制等)を有しているか。
- ・事業を的確に実施するために十分な実施能力及び管理運営能力があるか。
- ・実施する業務について十分な理解があるか。
- ・過去に類似の事業を実施した経験及び実績があるか。
- ・一般用医薬品のインターネット販売等の実態調査、一般消費者や関係者からの意見聴取及び諸外国に関する現状調査を実施できる能力を有しているか。
- ・優良サイトの基準を策定する能力を有しているか。
- ・優良サイト認証の具体的な手続きを検討する能力を有しているか。
- ・優良サイトに関する標章を策定する能力を有しているか。

② 本事業の実施に必要な知見について

- ア 医薬品のインターネットでの販売を含め、薬局及び店舗販売業での医薬品の販売業務について、十分な知見を有しているか。
- イ 優良サイトの基準を策定するための十分な知見を有しているか。
- ウ 優良サイト認証の具体的な手続きを検討するための十分な知見を有しているか。
- エ 優良サイトに関する標章を策定するための十分な知見を有しているか。

③ 予定している事業内容及び事業計画について

- ア 予定している事業内容は、本事業の目的に合致しているものであるか。
- イ 予定している事業内容は、実施要綱に定める「事業内容及び実施方法」に合致しているものであるか。
- ウ 事業計画は、本事業の実施期間中に、実施要綱に定める「事業内容及び実施方法」を完了させる観点から見て、妥当なものとなっているか。
- エ 実施要綱に定める「事業内容及び実施方法」において、インターネット販売の実態調査に当たり、一般消費者や関係者からの意見聴取を行うこととしているが、当該聴取を行う予定としている一般消費者や関係者が偏りのないものであり、実態調査を行うために十分なものとなっているか。

(4) 審査結果の通知等

審査の結果については、審査委員会における最終審査が終了次第、速やかに応募法人に対して通知する予定です。

なお、委託費については、採択の通知後に必要な手続きを経て、正式に交付されることとなります。

7. 事業の実施について

採択決定後、必要な手続きを経た後、速やかに事業を実施していただくこととなります。業務は上記2に記載したとおり実施要綱や交付要綱に従っていただきます。

8. 応募方法等

(1) 応募書の作成及び提出

「平成26年度優良サイトの認定・認証事業実施法人応募書」(別紙様式)を作成し、必要部数を以下の提出期間内に提出してください。

(2) 応募方法

提出期間及び提出先(問い合わせ先)は以下のとおりです。

① 提出期間

平成26年4月18日(金)から平成26年5月16日(金)(必着)

② 提出先・問い合わせ先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省医薬食品局総務課総務係 あて

問い合わせ先：同 上

TEL：03-5253-1111（内線2708）

FAX：03-3591-9044

ただし、問い合わせについては、月曜日～金曜日（祝祭日を除く。）の午前9時30分～午後5時（正午～午後1時を除く。）とします。

③ 提出書類及び部数

ア 「平成26年度優良サイトの認定・認証事業実施法人応募書」及びその参考資料 3部

イ 法人の概要や経歴、定款（又は規約）、業務方法書など応募法人の活動が分かる資料 1部

を1つの封筒に入れ「平成26年度優良サイトの認定・認証事業実施法人応募書」と表に朱書きして提出してください。

※ 応募書類の提出は、原則として「郵便又は宅配便（含バイク便）」とし、やむを得ない場合には、「持参」も可能としますが、「FAX」又は「電子メール」による提出は受け付けません。

※ 応募書類を郵送する場合は、簡易書留等を利用し、配達されたことが証明できる方法によってください。また、余裕を持って投函するなど、提出期間内に必着するようにしてください。

※ 提出期間内に到着しなかった応募書類は、いかなる理由があろうと無効になります。また、書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領を熟読のうえ、注意してください。

※ 応募書類の差し替えは固くお断りいたします。

※ 応募書はパソコンのワープロソフトを用いて作成し、印字した提出文書を提出してください。（様式は厚生労働省のHPよりダウンロードできます。）

9. 応募・審査スケジュール

応募期間：平成26年4月18日（金）から平成26年5月16日（金）（必着）

審査：5月中旬～下旬

採択・不採択の連絡：5月下旬

※上記スケジュールは目安であり、諸般の事情により変更されることがあります。